



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
3月31日  
号外(8)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

### ○ 教育委員会規則

- ※滋賀県博物館の登録等に関する規則(教育総務課) ..... 1
- ※滋賀県教育委員会の事務部局の職員のうち指導主事の数を定める規則の一部を改正する規則(教育総務課) ..... 8
- ※へき地学校等の指定に関する規則の一部を改正する規則(教職員課) ..... 8

### ○ 教育委員会訓令

- ※夜間中学開設準備室設置規程(幼小中教育課) ..... 8
- ※滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正(教育総務課) ..... 9
- ※滋賀県教育委員会事務局職員服務規程の一部改正(教育総務課) ..... 10
- ※滋賀県心の教育相談センター設置規程の一部改正(幼小中教育課) ..... 11
- ※滋賀県立学校職員服務規程の一部改正(教職員課) ..... 11
- ※滋賀県立学校事務専決規程の一部改正(教職員課) ..... 12

### ○ 教育委員会教育長訓令

- ※滋賀県教育委員会事務処理規程の一部改正(教育総務課) ..... 12
- ※滋賀県立学校事務処理規程の一部改正(教育総務課) ..... 13

## 教育委員会規則

滋賀県博物館の登録等に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

滋賀県教育委員会規則第2号

### 滋賀県博物館の登録等に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)および博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、博物館の登録および博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(博物館登録申請書)

**第2条** 法第12条第1項に規定する登録申請書は、博物館登録申請書(別記様式第1号)とする。

(登録に係る基準)

**第3条** 法第13条第1項第3号、第4号および第5号の教育委員会の定める基準は、別表第1のとおりとする。

(博物館登録原簿)

**第4条** 法第14条第1項に規定する博物館登録原簿は、博物館登録原簿(別記様式第2号)とする。

(登録事項の変更届出)

**第5条** 法第15条第1項の規定による届出は、博物館登録事項変更届(別記様式第3号)により行うものとする。

(定期報告)

**第6条** 法第16条の規定による報告は、地方公共団体にあつては毎会計年度終了後3月以内に、法人(地方公共団体を除く。)にあつては毎事業年度終了後3月以内に、当該会計年度または当該事業年度の運営の状況について定期報告書(別記様式第4号)により行わなければならない。ただし、当該会計年度または当該事業年度終了の日において、法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、この限りでない。

(廃止の届出)

**第7条** 法第20条第1項の規定による届出は、博物館を廃止した日から10日以内に、博物館廃止届(別記様式第5号)により行わなければならない。

(指定に係る基準)

**第8条** 省令第24条第1項第2号から第4号までの教育委員会の定める基準(別表第2において「博物館に相当する施設の指定基準」という。)は、同表のとおりとする。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、博物館の登録および博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 付 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 博物館の登録に関する規則(昭和28年滋賀県教育委員会規則第2号)は、廃止する。

#### 別表第1(第3条関係)

1 博物館資料の収集、保管および展示ならびに博物館資料に関する調査研究を行う体制

(1) 博物館資料の収集、保管および展示(インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第4号および第3項第1号において同じ。)ならびに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。

(2) 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集および管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

(3) 前号に規定する博物館資料の収集および管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、および活用する体制を整備していること。

(4) 公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、または特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料もしくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

(5) 単独でまたは他の博物館もしくは法第3条第1項第12号に掲げる学術もしくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

(6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

(7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

2 学芸員その他の職員の配置

(1) 前項第1号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

(2) 学芸員が置かれていること。

(3) 前項第1号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

3 施設および設備

(1) 博物館資料の収集、保管および展示ならびに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設および設備が整備されていること。

(2) 防災および防犯のために必要な施設および設備を有していること。

(3) 博物館の規模および展示内容に応じ、利用者の安全および利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

(4) 高齢者、障害者、妊婦、日本語に通じない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

#### 別表第2(第8条関係)

別表第1の規定は、博物館に相当する施設の指定基準について準用する。この場合において、同表第1項中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同項第1号中「博物館を」とあるのは「法第31条第1項の規定による指定を受けた施設(以下「指定施設」という。)を」と、同表第2項第1号および第3号中「博物館」とあるのは「指定施設」と、同項第2号中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、同表第3項第1号中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同項第3号および第4号中「博物館」とあるのは「指定施設」と読み替えるものとする。

## 別記

## 様式第1号(第2条関係)

## 博物館登録申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県教育委員会

設置者

博物館法第12条の規定により、関係書類を添付のうえ、下記のとおり登録を申請します。

1 設置者の名称	
2 設置者の住所	
3 博物館の名称	
4 博物館の所在地	

## 様式第2号(第4条関係)

## 博物館登録原簿

事項	登 録		登 録 変 更		登 録 変 更	
	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	記 号 番 号	第 号				
設置者の名称						
設置者の住所						
博物館の名称						
博物館の所在地						
備 考						

## 様式第3号(第5条関係)

## 博物館登録事項変更届

年 月 日

(宛先)

滋賀県教育委員会

設置者

博物館の登録事項を変更するので、博物館法第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置者の名称		
設置者の住所		
博物館の名称		
博物館の所在地		
変更年月日		
変更事項の種別		
変更事項の内容	旧	
	新	

様式第4号(第6条関係)

定期報告書

年 月 日

(宛先)  
滋賀県教育委員会

設置者

博物館法第16条の規定により、次のとおり報告します。

1 施設名

2 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 報告事項

学 芸 員 の 人 数	人
年 間 の 開 館 日 数	日

期間中の活動状況

様式第5号(第7条関係)

博物館廃止届

年 月 日

(宛先)  
滋賀県教育委員会

設置者

博物館を廃止したので、博物館法第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事 項	記 載 欄
設 置 者 の 名 称	
設 置 者 の 住 所	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	
登 録 記 号 ・ 番 号	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
廃 止 後 の 処 置	

滋賀県教育委員会の事務局の職員のうち指導主事の数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

滋賀県教育委員会規則第3号

滋賀県教育委員会の事務局の職員のうち指導主事の数を定める規則の一部を改正する規則

滋賀県教育委員会の事務局の職員のうち指導主事の数を定める規則(昭和49年滋賀県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「16人」を「15人」に改める。

付則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

へき地学校等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

滋賀県教育委員会規則第4号

へき地学校等の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地学校等の指定に関する規則(平成元年滋賀県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(へき地学校に準ずる学校の指定)

**第3条** 条例第13条の2第1項に規定する教育委員会規則で指定するへき地学校に準ずる学校は、別表第2に掲げる学校とする。

別表第2中「朝宮小学校」を「多羅尾小学校」に改める。

付則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

滋賀県教育委員会訓令第1号

夜間中学開設準備室設置規程を次のように定める。

令和5年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

(設置)

**第1条** 多様な環境の下で就学の機会の提供を希望する県民が、教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための夜間中学(夜間その他特別な時間において授業を行う中学校をいう。以下同じ。)の開設の準備を進めるため、滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課に夜間中学開設準備室(以下「準備室」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 準備室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 夜間中学の開設準備に係る支援に関すること。
- (2) 夜間中学の経営管理の指導に関すること。
- (3) 夜間中学の教育課程に関すること。
- (4) 夜間中学の広報活動に関すること。
- (5) その他夜間中学の開設に必要な事項に関すること。

(職の設置)

**第3条** 準備室に室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて準備室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、準備室に滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和34年滋賀県教育委員会規則第9号)第2条または第4条に定めるところにより、必要な職を置く。こ

の場合において、同規則第2条中「課」とあるのは「準備室」と、「課長」とあるのは「室長」と読み替えるものとする。

(事務決裁)

第4条 準備室の事務の決裁については、滋賀県教育委員会事務処理規程(平成17年滋賀県教育委員会教育長訓令第18号)および滋賀県教育委員会事務専決規程(平成21年滋賀県教育委員会訓令第1号)の定めるところによる。この場合において、これらの訓令中「課長」とあるのは、「室長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 準備室の庶務は、教育委員会事務局幼小中教育課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、準備室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県教育委員会訓令第2号

滋賀県教育委員会事務専決規程(平成21年滋賀県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

別表第1事務局における共通専決事項の表14の部1の項中「滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下この部において「法」という。)」に改め、同部2の項事項の欄を次のように改める。

2 法第68条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会に対する保有個人情報の漏えい等の報告

別表第1事務局における共通専決事項の表14の部3の項事項の欄を次のように改める。

3 法第75条第1項の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成および滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年滋賀県条例第4号)第3条第1項の規定に基づく条例個人情報ファイル簿の作成

別表第1事務局における共通専決事項の表14の部4の項中「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第40条第1項」を「法第146条第1項」に改め、同項を同部5の項とし、同部3の項の次に次のように加える。

4 法第109条第1項の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の作成および同条第2項の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の提供

別表第2第1号の表12の部を次のように改める。

12 博物館法(昭和26年法律第285号)の施行に関する事務	1 博物館の登録(第13条第1項)		○				
	2 博物館登録に係る学識経験者の意見の聴取(第13条第3項)				○		
	3 博物館登録事項等の変更(第15条第2項)		○				
	4 登録博物館設置者の定期報告の受理(第16条)					○	
	5 登録博物館設置者への報告または資料の提出の要求(第17条)		○				
	6 登録博物館設置者への勧告および命令(第18条第1項および第2項)		○				
	7 博物館登録の取消し(第19条第1項)		○				
	8 私立博物館への報告の要求(第29条第1項)					○	

9	私立博物館への指導または助言(第29条第2項)				○	
10	博物館に相当する施設の指定(第31条第1項)		○			
11	博物館に相当する施設の指定の取消し(第31条第2項)		○			
12	博物館に相当する施設の設置者への指導または助言(第31条第4項)				○	
13	博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)の施行に関すること。					
(1)	学芸員の無試験認定の受験資格の推薦(第9条第3項)				○	
(2)	博物館に相当する施設への報告の要求(第26条)		○			

別表第2第2号の表9の部1(1)の項中「第16条の2第1項」を「第16条第1項」に改め、同部1(2)の項中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改め、同部1(3)の項中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改める。

別表第3学校以外の教育機関の共通専決事項の表6の部中「以下「法」を「以下25の2までにおいて「法」に、「以下「条例」を「以下26までにおいて「条例」に改め、同表35の部中「滋賀県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律(以下38までにおいて「法」という。)」に改め、同表36の部事項の欄を次のように改める。

36 法第68条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会に対する保有個人情報の漏えい等の報告

別表第3学校以外の教育機関の共通専決事項の表37の部事項の欄を次のように改める。

37 法第75条第1項の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成および滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項の規定に基づく条例個人情報ファイル簿の作成

別表第3学校以外の教育機関の共通専決事項の表中71の部を72の部とし、44の部から70の部までを1ずつ繰り下げ、同表43の部中「42」を「43」に改め、同部を同表44の部とし、同表42の部を同表43の部とし、同表41の部中「40」を「41」に改め、同部を同表42の部とし、同表40の部を同表41の部とし、同表39の部中「38」を「39」に改め、同部を同表40の部とし、同表38の部を同表39の部とし、同表37の部の次に次のように加える。

38	法第109条第1項の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の作成および同条第2項の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の提供		○			
----	---	--	---	--	--	--

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県教育委員会訓令第3号

滋賀県教育委員会事務局職員服務規程(昭和29年滋賀県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

第1条の2第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

第10条の見出し中「報告書」を「特別休暇承認報告書」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「、前項の規定にかかわらず」を削り、同項を同条とする。

第16条中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員および」を削り、「掲げる職員」の右に「および定年前再任用短時間勤務職員」を加える。

第19条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(事務の引継)」を付する。

第19条の2に見出しとして「(事故等の報告)」を付し、同条第1項を次のように改める。

職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を所属長に報告しなければならない。

(1) その職務を行うについて、他人に損害を加えたとき。

- (2) 当該職員に係る交通事故(公務外の軽微な自損事故を除く。)が発生したとき。
- (3) 交通違反(運転免許の取消または停止を受けるに至るものに限る。)により検挙されたとき。
- (4) 逮捕され、または起訴されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると認められる事故等が発生したとき。

第19条の2第2項中「前項の報告書」を「事故等報告書」に、「次の事項」を「当該職員の氏名および事故等の発生した日時、場所、状況等の事案の概要」に改め、同項各号を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所属長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、事故等報告書を教育長に提出しなければならない。

- (1) 職員が公務により負傷し、または疾病にかかったとき。
- (2) 職員が法第16条第1号または第4号に該当すると認められるとき。
- (3) 職員が法第28条第1項第1号から第3号までもしくは同条第2項各号または第29条第1項各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (4) 前項の規定による報告があつたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると認められる事故等が発生したとき。

第19条の3に見出しとして「(死亡届の提出)」を付す。

#### 付 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項または第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、改正後の滋賀県教育委員会事務局職員服務規程(以下「新規程」という。)第1条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

#### 滋賀県教育委員会訓令第4号

滋賀県心の教育相談センター設置規程(平成2年滋賀県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

第1条第1項中「不登校児童生徒」を「不登校児童生徒等」に、「ならびに集団への適応に関する」を「および」、「復帰」を「復帰等」に改める。

第2条第1号中「不登校児童生徒」を「不登校児童生徒等」に、「ならびに集団への適応に関する」を「および」に改める。

#### 付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

#### 滋賀県教育委員会訓令第5号

滋賀県立学校職員服務規程(昭和53年滋賀県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

第18条の見出し中「事故」を「事故等」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を校長に報告しなければならない。

- (1) その職務を行うについて、他人に損害を加えたとき。
- (2) 当該職員に係る交通事故(公務外の軽微な自損事故を除く。)が発生したとき。
- (3) 交通違反(運転免許の取消または停止を受けるに至るものに限る。)により検挙されたとき。
- (4) 逮捕され、または起訴されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると認められる事故等が発生したとき。

第18条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、事故等報告書を教育長に提出しなければならない。

- (1) 職員が公務により負傷し、または疾病にかかったとき。
- (2) 職員が地方公務員法第16条第1号または第4号に該当すると認められるとき。
- (3) 職員が地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までもしくは同条第2項各号または第29条第1項各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(4) 前項の規定による報告があつたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると認められる事故等が発生したとき。

3 事故等報告書には、当該職員の氏名および事故等の発生した日時、場所、状況等の事案の概要を記載し、必要に応じて本人のてん末書、医師の診断書または関係者の現認書等を添付しなければならない。

第21条第1項中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員および」を削り、「掲げる職員」の右に「および学校職員の勤務時間条例第3条第3項または職員の勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」を加える。

#### 付 則

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項または第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、滋賀県立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号)第3条第3項または滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の滋賀県立学校職員服務規程の規定を適用する。

#### 滋賀県滋賀県教育委員会訓令第6号

滋賀県立学校事務専決規程(昭和48年滋賀県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

第4条第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる個人情報の保護に関する事務

ア 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下この号において「法」という。)に基づく保有個人情報の開示、訂正または利用停止の請求に対する決定および通知ならびに保有個人情報の開示、訂正または利用停止の実施

イ 法第68条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会に対する保有個人情報の漏えい等の報告

ウ 法第75条第1項の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成および滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年滋賀県条例第4号)第3条第1項の規定に基づく条例個人情報ファイル簿の作成

エ 法第109条第1項の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の作成および同条第2項の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の提供

オ 法第146条第1項の規定に基づく個人情報取扱事業者等に対する報告の徴収または立入検査

#### 付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

#### 教育委員会教育長訓令

#### 滋賀県教育委員会教育長訓令第6号

滋賀県教育委員会事務処理規程(平成17年滋賀県教育委員会教育長訓令第18号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

第9条の2中「滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

第60条の2第1項第5号中「滋賀県個人情報保護条例第13条第2項」を「個人情報の保護に関する法律第76条第2項」に、「同条例第19条各項」を「同法第82条第1項または第2項」に改める。

#### 付 則

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の日前に個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年滋賀県条例第6号。以下「整備条例」という。)第1条の規定による廃止前の滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号。以下「旧個人情報保護条例」という。)第13条第2項に規定する開示請求があつた滋賀県教育委員会事務処理規程第2条第7号のファイル等に対する改正後の第60条の2第1項第5号の規定に適用については、当該開示請求を同号に規定する開示請求と、旧個人情報保護条例第19条各項(整備条例付則第4項の規定により従

前の例によることとされる場合を含む。)の決定を同号に規定する決定とみなす。

-----  
**滋賀県教育委員会教育長訓令第7号**

滋賀県立学校事務処理規程(平成17年滋賀県教育委員会教育長訓令第19号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

第6条の3中「滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

第39条の2第1項第5号中「滋賀県個人情報保護条例第13条第2項」を「個人情報の保護に関する法律第76条第2項」に、「同条例第19条各項」を「同法第82条第1項または第2項」に改める。

**付 則**

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年滋賀県条例第6号。以下「整備条例」という。)第1条の規定による廃止前の滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号。以下「旧個人情報保護条例」という。)第13条第2項に規定する開示請求があった滋賀県立学校事務処理規程第2条第5号のファイル等に対する改正後の第39条の2第1項第5号の規定に適用については、当該開示請求を同号に規定する開示請求と、旧個人情報保護条例第19条各項(整備条例付則第4項の規定により従前の例によることとされる場合を含む。)の決定を同号に規定する決定とみなす。

